

学制における教育の近代化と小学校の成立過程

— その制度化と教育課程にかかわって —

玉川大学教育学部

森山賢一

1. はじめに

我が国は明治4年に文部省設置、明治5年に「学制」を発布して、近代的な公教育制度の創設に着手した。まさに、明治新政府が今後の教育制度ならびに教育政策の検討を学制取調掛を任命し、早急に対応させ学制発布をみたのである。

「学制」の序文（学事獎励に関する被仰出書）には、明治政府の教育理念や我が国これから教育の方向性が明瞭に映し出されている。また、その実現のために小学校の教育を全面的に推進していったわけである。

本稿においては、そこでは、どのような教育制度の上で、実際にどのように展開されていったのか、さらには当初の我が国的小学校の教育課程はどのようなものであったかを提示して、我が国の近代教育の成立においての理想と現実との深刻な対立に言及するものである。

2. 「学制」制定過程における教育の近代化と小学校

明治4年7月に文部省が設置されたが、明治政府は、この設置とともに「学制」の制定に向二つの調査を早急に実施した。一つは、学制実施の予算見積りのために必要不可欠であった府県学校費生徒費の実態調査、二つは、外国学制に関する調査であった。特に、オランダ、フランス、アメリカの学制を中心に各国の調査に乗り出し、我が国の学制の参考とした。

文部省は明治4年12月に、箕作麟祥や辻新次をはじめ12名の学制取調掛を任命したが、学制の立案起草は当時の文部卿であった大木喬任が中心となって担当した。この時の学制改革の大綱は以下に示す5つに分かれていた。

(I) 学校を興すことの趣意、教育獎励の大号令を太政官から全国に向かって布告すること、(II) 従来府県に設けられていた学校をいったん悉く廃止し、さらに学制の主意を汲んで学校を設立すること、(III) 新たに設置すべき大中小学の設置目標や学科、種別を示し、新しい公教育制度の規模と体制を示すこと、(IV) 公費をもって東南校や英学塾へ派遣されていた国内官費生徒を改正処分し、これに代わって国内貸費規則を定めて人材を育成すること、(V) 公費をもって海外に派遣されていた海外官費生徒を改正処分し、成業の見込みある者は留学をつづけさせ、見込みのない者は断然帰国されることであった。

まさに明治5年の学制はこれらの計画を具体化したものであり、(I)は学制序文「被仰出書」となっている。(II)は「文部省第13号布達」として「被仰出書」の次に掲げられて、さらには(III)、

(IV)、(V) は「学制」としてその後に掲げられたものである。「学制」の原案は相当なスピードで完成したが、学制実施のための予算措置において、大蔵省と間で同意を得ることができない状態が続き、予算未決定のままに明治 5 年 8 月 2 日に太政官布告第 214 号として発布された。それは次のようである。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆえんのものは他なし身を脩め智を開き才芸を長するによるなり而て其身を脩め智を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず是れ学校の設あるゆえんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし人能く其才のあるところに応し勉励して之に従事しあして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされは学問は身を立てるの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不学よりしてかかる過ちを生ずるなり從来学校の設ありてより年を歴ること久しうといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを弁ぜず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば國家の為にすと唱へ身を立てるの基たるを知すして或は詞章記誦の末に趣り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才芸の長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆえんなり是故に人たるものは学はずんはあるべからず之を学ぶに宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民 華士族農工
商及婦女子 必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり 高上の学に至ては其人の材能に任かずといへども幼童の子弟は男
女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

但從來沿襲の弊学問は士人以上の事とし國家の為にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非されば学ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきもの也自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事

右之通被 仰出候條地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釈ヲ加ヘ精細申論文部省規則ニ隨ヒ學問普及致候様方法ヲ設可施行事¹⁾

この「学制序文（被仰出書）」において、我々は明治新政府の画期的な教育理念や趣旨を見出すことができるるのである。

それは第 1 に、立身出世主義を目指す個人主義的人間像を形成する教育観である。

まずははじめに、「学問は身を立てるの財本」であり、「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂る」ためのものであって、「動もすれば国家の為にすと唱へ身を立てるの基たるを知」らない從来の学問は排除されるべきだと示されている。

第 2 に、国民皆学主義、まさに教育における四民平等の思想である。立身出世のための教育が身分階層の如何を問わず、「一般の人民華士族農工商及婦女子」の区別なく平等にその機会を与えられるものであるとしたことである。

このことが我が国の教育の近代化を急速に発展させた大きな原動力の一つになったことは言うまでもない。

第3に、実利主義的性格を強調した学問観である。ここでは従来の学問を「詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず」といった具合に真っ向から批判した上で、これから学問は従来の華士族などによってもて遊ばれていたアクセサリーのような学問ではなく、「日用常行言語書算」のような一般的な日常生活に必須な基礎学力の修得を第一とし、「士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等」のような近代科学を中心としなければならないとも述べており、この近代科学の発展こそが人々の生活を豊かにし、殖産興業の基礎であることを強調しているのである。

このような学制に示された明治新政府の教育観はまさに、師範学校の教則等をみれば一目瞭然であり、我が国の近代的教育の方向性として貫かれた教育観であったと言うことができる。

3. 学区制の設定と学制の具体的な内容

次に「学制」の内容について小学校を中心みてみたい。

「学制」は学区制を採用した。すなわち一般行政区画と異なる教育行政区画として学区を設定し、それを学校設立の基準としたのである。全国を8つの大学区にわけ、各大学区に大学校を各1、全国で計8つの大学校（翌6年の4月に7大学区に改正）、各大学区をさらに32の中学校区として府県のなかを区分して設け、そこに中学校を各1、全国で計256の中学校、各中学区をさらに210の小学区にわけ、そこに小学校を各1、全国で53760の小学校を設置する計画であった。これにより、大学区一府県一中学区一小学区といった教育行政の系統が成立するに至ったのである。大学区には「督学局」が設けられ、そこに督学をおき、中学区には十数名体制で「学区取締」をおき、小学区の分担をさせた。

上記の者を学校の設立や就学の督励にあたらせ、早期の学校の設立、就学率の向上を図った。

小学校については当時の人口600名に対して1校を、中学校については人口13000人に対して1校をおくといった割合で検討されたものであった。

具体的なデータをもとに当時的小学校数の推移を見てみると、明治6年には12558校、明治7年には20017校、明治8年には24225校、明治11年には26584校といったように、多くの小学校が短期間のうちに開校されていることがうかがえる。

学制は学校の種類について、大学、中学、小学の三等に区分し、学制第21章において、小学校を次のように定めている。

「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学私塾幼稚小学ナリ」²⁾とある。

このように尋常小学は、小学校教育の本体をなす学校であるが、尋常小学校のほかに、女子の手芸を教えるものを女子小学、へき地の農民を対象として教則を省略する村落小学なども示された。

学制発布後、小学校の開設に向けて各府県のとった具体的な方策は、多くの場合に、これまで我

が国の教育を支えてきたいくつかの寺子屋、私塾を集めて一つの小学校にして、早急に手習師匠を小学校教師に任命し、寺子屋、私塾で学ぶ子どもたちを直ちに小学校の児童とした、言うなれば緊急措置的なものであったと言うことができる。学制実施のはじめのころには、小学校の規模は 1 校あたり教員数では 1 ~ 2 名、1 校あたりの児童数は 80 ~ 90 名であり、寺子屋の規模であったということがわかる。

このことの背景には、新しい学校設立のためには経費の面において、大きな問題があったと言わなければならない。したがって当初は、寺や民家を借りて校舎にあてたものが多く、まさに小学校とは名ばかりで寺子屋と変化のないものが目立った。

しかし、一般的にみて、このように多くの小学校がしかも短期的に開設されたことは、歴史上画期的な事実であり、当時の文部省や各府県の多大な努力と国民の協力があったからである。このことを可能にした背景として、さきに述べた江戸時代に隆盛をきわめた寺子屋の存在をあげることができるのである。

さらに詳細にみると就学率をあげなければならない。明治 6 年の就学率は男 39.9%、女 15.1%、平均で 28.1% であり、明治 7 年には同じく順に 46.2%、17.2%、32.3%、明治 11 年には、57.6%、23.5%、41.3% となっている。³⁾

学制発布後 1 年であるから、きわめて低いのは頷ける。しかし、男女の内訳が問題である。男子 39.9% に対して女子 15.1% と大きな差が生じている。数年後についてもなかなか女子の就学率の向上が進まない状況であった。「学制序文（被仰出書）」によって教育における男女平等が大きくうたわれているにもかかわらず、現実はこのようなものであった。我が国における長い伝統をもつ男尊女卑の思想が根底にあったと言わなければならない。まさに、我が国の教育の近代化に対する理想と現実の対立の一つの事象であったわけである。

4. 小学校の学費

ここで注目すべき点の一つとして、学校運営にかかる学費について整理しなければならない。学制第 89 章但書において「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰ケカラサル論ヲ待タス」⁴⁾ とされ、「被仰出書」に明示された通り、受益者負担という原則が貫かれている。

しかし、官の負担として学制第 92 章において外国人教師にかかる費用、大学の營繕および大学に備うべき書類、器械費（中学も同じく）、生徒に給貸するための費用、学区を助ける費用、などがあげられている。

したがって、受益者負担の原則によって、大学校授業料は月額 7 円 50 銭を相当とし、中学校授業料は 5 円 50 銭を相当とし、小学校授業料については月額 50 銭を相当として、ほかに 25 銭の 1 等を設けた。ただし、この相当の授業料を納金できない家庭では、戸長里正がこれを証明し、学区取締を経てその学校の許可を受けるようにとある。

さらに一家 2 人の子弟を学校に入れている者は、戸長もしくは里正の証明を待たずにその旨を述べて下等の授業料を納めればよく、3 人以上ある時は 2 人のほかは授業料を出すに及ばないとし

ている。

しかしながら、「学制」が定めた授業料月額 50 銭は、その当時の人民にとって非常なほどの高額な授業料であり、政府の補助金などの措置なくして、実質的には就学は困難であったと言わなければならない。

5. 小学校の教育課程 —「文部省の定める小学教則」と「師範学校の小学教則」

以上述べたように学制は周到な計画によって進められたが、実際には各府県で学区が定められ学校の設置に着手できたのは、翌年の明治 6 年であった。当時、文部省はこれらの教育政策の遂行のため、田中不二麻呂を中心として位置づけ、当時の文部省顧問（学監）として日本に招かれていたアメリカ人ダビッド・モルレー（David Murray）の協力と指導によって進められた。

ところで、小学校の教育の実際はどのように展開されたのであろうか。小学校教育は尋常小学であったが、この尋常小学は上下二等にわかれ、男女ともに必ず卒業すべきものとされた。修業年限は下等小学 4 ヶ年、上等小学 4 ヶ年の計 8 ヶ年でその教育課程を構成する教科は下等小学の場合、綴字、習字、単語、会話、読本、修身、書牘（しょとく、手紙文）、文法、算術、養生法、地学大意、理学大意、体術、唱歌の 14 教科であり、上等小学の場合は下等小学の 14 教科に史学大意、幾何学、図画大意、博物学大意、化学大意の 4 教科を加え、さらに事情によっては、外国語の 1、2、記簿法、画学、天球学、政体大意を斟酌し加えうとした。⁵⁾

これらの各教科は欧米の学校教育において示されていた教科目をモデルとして定められたものであり、我が国の近代教育のカリキュラム（教育課程）の基礎的な土台となったといえる。

しかしこの場合、教育の内容にかかわることや、方法さらには各教科の学年配当もいっさい示されておらず、不明なままであった。これを補うためであろうが、学制 27 章には「教則別冊アリ」と示されており間もなくして、文部省から「小学教則」が出された。

この「小学教則」は学制の中に列挙されていた教科について、年級別に毎週行う時数と教授の要旨、および標準教科書が指示されている。

第一章

小学ヲ分テ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在学八年トス

第二章

下等小学ノ課程ヲ分チ八級トス每級六ヶ月ノ習業ト定メ始メテ学ニ入ル者ヲ第八級トシ次第進テ第一級ニ至ル今其每級課業授ケ方ノ一例ヲ挙テ左ニ示ス尤一般必行ノモノニハ非スト雖トモ各其地其境ニ隨ヒ能ク之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムヘシ

○第八級 六ヶ月 一日五字一週三十字ノ課程日曜日ヲ除ク以下之ニ倣ヘ

綴字【カナツカヒ】 一週六字即一日一字

生徒残ラス順列ニ並ハセ智恵ノ絲口うひまなび絵入智恵ノ環一ノ巻等ヲ以シ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク前日授ケシ分ハ一人ノ生徒ヲシテ他生ニ見エサルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ盤上誤謬アラハ他生ヲシテ正サシム

習字【テナラヒ】 一週六字即一日一字

手習草紙習字本習字初步ヲ以テ平仮名片仮名ヲ教フ但数字西洋数字ヲモ加ヘ教フヘシ尤字形運筆ノミヲ主トシテ訓読ヲ授クルヲ要セス教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

単語読方【コトバノヨミカタ】 一週六字即一日一字

童蒙必読単語篇等ヲ授ケ兼テ其語ヲ盤上ニ記シ訓読ヲ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ後其意義ヲ授ク但日々前日ノ分ヲ暗誦シ来ラシム

洋法算術【サンヨウ】 一週六字即一日一字

筆算訓蒙洋算早学等ヲ以テ西洋数字数位ヨリ加減算九々ノ声ニ至ル迄ヲ一々盤上ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ写シ取ラシム但加減ノ算法ニ於テハ先ツ其法ヲ授ケ而シテ只其題ノミヲ盤上ニ出シ筆算ト暗算トヲ隔日練習セシム暗算トハ胸算用ニテ紙算ヲ用ヒ斯生徒一人ツツヲシテ盤上ノ題ニ答ヘシムルナリ前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシテ一同誦セシム

修身口授【ギョウギノサトシ】 一週二字即二日置キニ一字

民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師口ツカラ縷々之ヲ説諭ス

単語暗誦【コトバノソラヨミ】 一週四字

一人ツヽ直立シ前日ヨリ学フ処ヲ暗誦セシメ或ハ之ヲ盤上ニ記サシム

[第七級以下略]⁶⁾

たとえば、第8級「習字（テナラヒ）」を見てみよう。一週6時で教科書としては、『手習草紙』、『習字本』、『習字初步』があげられている。学習内容としてはひらがなとかたかなを教えることが示されている。

このように文部省の定めた「小学教則」は、下等小学4ヶ年、上等小学4ヶ年の合計8ヶ年で各学年を二級にわけ、半年進級制とされ、各級ごとに教科目と週当たりの時間数、さらには教科書、教授法を明確に示していることがわかる。

使用されている教科書に注目しても、近世の寺子屋で使用されていた往来物系統の書物は少なく、その多くは、欧米の近代文化を内容とした文明開化の啓蒙書と翻訳書である。

これらの教科書は、その後文部省や直轄の師範学校によって新しく作成される教科書が出版されるまでの暫定的なものであったが、当時の文部省が小学校における教育をどのように捉え、運営していくこうとしたのか、そこでの新しい方向性を我々は明確にうかがうことができるのである。

ところが、文部省は明治5年5月、東京に直轄の師範学校を設立することとなった。まさに文部省は学制の発布において義務教育である小学校の開設に大いに力を注いだのであるが、これと同様にその指導者の養成、つまり新しい教師の養成が急務であった。ここでは新しい学校で新しい教授法を伝習するとともに、これらの学校での実際の授業経験に基づいて「小学教則」を編成し、教科書の編集をすることを緊急の要事としたわけである。

師範学校では全国から生徒を募集し、その年9月には授業が開始された。さらに11月には編成局を設置し、新しい教科書の編集に着手したわけである。

師範学校では全国から生徒を募集し、その年9月には授業を開始した。さらに11月には編成局を

設置し、新しい教科書の編集に着手したわけである。

その後明治 6 年 2 月に師範学校は、はじめて「下等小学教則」を制定し、同年 5 月にこれを改正し、さらに同時に「上等小学教則」も創定するに至った。この師範学校で制定された教則は、これより先に文部省によって公布された小学教則とは相違うものであった。師範学校の明治 6 年 5 月に改正された「下等小学教則」は次のようなものである。

下等小学教則

第八級

一、 読物

五十音図ト濁音図ニテ仮名ノ音及ヒ呼吸ヲ教ヘ単語図第一ヨリ第八マテト連語図第一ヨリ第八迄ヲ教ヘ或ハ兼テ小学読本卷ノ一ノ一二回ヲ授ク

一、 算術

数字図ト算用数字図ヲ以テ数字ノ読方トヨリ百マテノ書キ方位取り并ニ算盤ニテ物数ノ数ヘ方ヲ教ヘ兼テ加算九々ヲ暗誦セシム

一、 習字

石盤ニテ片仮名ノ字形ヲ教ヘ次ニ習字本ニテ仮名ヲ教ヘ筆ノ持方ヲ教フ

一、 書取

五十音并ニ単語ノ文字ヲ仮名ニテ綴ラシム

一、 問答

単語図ヲ用キテ諸物ノ性質及用ヰ方等ヲ問答ス

一、 復読

一、 体操

体操図ニ依テ授ク以下之ニ倣フ

[第七級以下略]⁷⁾

ここで取り上げた師範学校制定の「下等小学教則」では、教科として、読物、算術、習字、書取、問答、復読、体操の 7 教科から構成され、このほかに第 3 級から作文が加わっている。明治 6 年 5 月に改定された「下等小学教則」においては第 5 級から作文を加えて、同時に書取をはぶいている。

この師範学校によって考案された小学教則は、教科編成において、我が国の近世教育の代表的存在であった寺子屋の読・書・算の 3 教科形式と文部省制定の小学教則の中間的色彩をもつたものであり、実際の教授を大きく意識したものである。特に新しく採用された「問答」には注目すべきところがある。この「問答」という教科によって社会や自然に関する知識を授けるという特色を持ったものである。

明治 6 年 5 月改定の師範学校の「下等小学教則」は、師範学校で新しく編集したものや、刊行予定の教材図さらには教科書を多く掲げ、教授の内容や程度が明確に示されている。教材図として、単語図、連語図、数字図、形体線度図、色図があり、これらは掛図として使用された。

教科書には「小学入門」のほか、「小学読本」、「地理初步」、「日本地誌略」、「万国地誌略」、「日本略史」、「万国略史」、「小学算術書」などが示された。これらの書籍は、これまでの従来物とは全く異なっており、小学校で使用することに主眼をおいた、まさに教科書の特徴が前面に出ている。ここでの教科書類の手本は、欧米、とくにアメリカに求めたものであり、これらの国の教科書に大きな影響を受けている。

最後に師範学校の小学教則と文部省の小学教則を比較すれば、大きな相違として、師範学校小学教則は児童用教科書や入門掛図を豊富に作製してそれらを収録している点である。特に「読物」や「問答」という新しい教科において使用されたことである。

師範学校は校内に編成局を設置して、同時に教科書の編さんにあたり、実用に供したのである。このような特徴を持った師範学校の小学教則は文部省のそれにかわって多くの小学で取り入れられるようになったのである。

6. おわりに

学制発布によって小学校の教育は大きく奨励され、その小学校における教育の内容を規定したものは小学教則であった。しかしそこには、文部省の小学教則と師範学校の小学教則といった2つの種類が存在したことになる。

師範学校の小学教則は、読物、算術、習字、書取、問答、復読、体操とあり、文部省の小学教則の綴字、単語、会話、文法というような一般の国民になじめない科目配列とは大きく異なっており、これまで長い間、我が国の教育の方針であった読・書・算を基本的の踏襲した点も国民に受け入れ易い要因であったと思われる。さらに東京師範学校は明治6年7月の第1回生10名、明治7年1月の第2回生11名を皮切りに、毎年卒業生を輩出しているが、これらの卒業生は各府県においてそれぞれの府県の小学教則を立案し、実施指導に当たる存在であった。このために師範学校の小学教則は文部省の小学教則にかわって急速に全国各地に浸透していったと考えられる。このことは師範学校が近代における我が国的小学校の充実、発展の中心的課題であった教育内容・方法学研究、特に教育課程編成の側面に大きく貢献したことの重大な一つであると言わなければならない。

引用文献

- 1) 『明治以降教育制度発達史 第一巻』 P.276 ~ 277
- 2) 同上 P.282
- 3) 同上 P.126
- 4) 同上 P.296
- 5) 同上 学制 27章
- 6) 同上 学制 27章
- 7) 『東京師範学校沿革一覧』「附録」